

令和6年度

教育行政執行方針

余市町教育委員会

I はじめに

令和6年第1回定例会の開会にあたり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展など社会環境が大きな変革期を迎える中、地域の発展を支える人材を育成することが教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、新しい時代を切り拓く基盤です。一人ひとりが互いに尊重・協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、心豊かに人生を送り、地域社会の一員として持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育む教育行政を推進します。

II 基本方針

学校教育では、子どもたちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身に付けるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合うことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、さまざまな課題の解決にあたり、子どもたちを社会全体で支え、確かな成長をもたらす教育環境づくりを進めます。

社会教育では、「第7次社会教育中期計画」に基づいた、施設の維持管理及び計画的な運営に努め、時代に即した情報提供による学習環境の整備を図るとともに、多様化、高度化するニーズに対応するとともに、健康で心豊かな生きがいのある人生を送るための町民相互のつながりを重視した学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

Ⅲ 重点目標

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

社会が大きく変化する中で、子どもたちが自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や検証を行い、デジタル教材による学力向上の取り組みを進めます。

また、学校と家庭が互いに連携し、望ましい生活習慣と学習習慣の定着に向けた取り組みを進めます。

学校生活や学習において「困り感を抱える児童生徒」や「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒」に対しては、学習支援員等の配置を継続し、きめ細やかな指導や支援の充実に努めます。

これまでの学習指導とICT機器を活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、さらには児童生徒の思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

外国語教育につきましては、引き続き、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」に接することによる、児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の向上に努めます。

特別支援教育につきましては、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図り、児童

生徒の教育環境の整備と教育的ニーズに応じた適切な指導や支援に努めます。

学校運営協議会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりなどによる保護者や地域住民への情報提供を行い、地域に根ざした教育活動の充実と小中学校の連携強化に努めます。

学校における働き方改革を推進し、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保し、質の高い学びと持続可能な教育環境の実現に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身に付けることが必要です。

また、主体的・対話的で深い学びを通じて、ともに支え合う思いやりの心や、倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係を構築し、子どもたちが自信や誇りをもち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、早期にその実態や要因を的確にとらえ、児童生徒が抱える問題の解決のため、スクールカウンセラーを継続して配置し、相談体制の充実と関係機関と連携した支援に努めます。

また、不登校児童生徒の教育に対応するため、引き続き、適応指導教室を開設し、学校復帰に向けた支援を行

います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる温かい学校づくりに努めます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置付け、積極的な認知による「いじめ見逃しゼロ」と、「SOSの出し方に関する教育」を推進し、保護者と連携を強化し、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

体罰や不適切な指導の問題につきましては、体罰と受け取られかねない指導が行われないう、体罰に関する正しい認識と未然防止、組織的対応の徹底に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、生命の尊さを自覚しながら、思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが重要です。

非行防止や犯罪被害未然防止のため、「防犯教室や防犯訓練の実施による安全教育」、「性や喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導」、「SNS等の利用に関する情報モラル教育」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報提供を行い、学校・家庭・地域の連携強化に努めます。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、関係機関と緊密な連携を図り、通学路における児童生徒の安全確保に努め

ます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図り、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、再編整備に向けた取り組みを継続して進めます。

学校保健につきましては、児童生徒の健康診断を引き続き実施するとともに、フッ化物洗口事業により児童の歯の健康づくりに努めます。

学校給食につきましては、保護者負担軽減のため学校給食費の無償化事業を実施するとともに、給食調理室の衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。

また、給食の食材に地場産品を活用し、子どもたちが食の重要性に関する理解を深め、食育を通して望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書室につきましては、電子図書館の活用や余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用とあわせ、学校図書の充実を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育にかかる経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、アフターコロナ時代に対応した町民への様々な学習機会の提供により、知識・技能を習得することで、その成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいをもって明るく豊かな生活を送ることが重要です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの観点から、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供により、様々な分野において活躍できる人材の育成につながる様努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活を実現するために、高齢者のニーズに応じた学習機会の提供により、学習により得た知識と経験を生かせる環境づくりに努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の健全な心身と心豊かな人間性の育成のため、学校運営協議会と協力し、学校・家庭・地域社会が協働により、創造性や協調性を育むことのできる環境整備が重要です。

障がいのある子どもたちには、児童生徒と関係団体との交流機会の場を設け、地域への情報提供に努めます。

放課後の多様な体験活動と学習機会の提供のため、子どもたちに安全・安心な活動拠点を確保し、地域との協力体制を図るとともに、ボランティアの確保及び育成と活動推進に努めます。

家庭教育につきましては、ブックスタート事業や子育て

て体験事業を通して、家庭教育力の向上と子どもとのふれあいの大切さを感じる機会を提供するとともに、家庭、地域、関係機関が連携し、子育て意識の高揚に努めます。

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

芸術文化活動の振興につきましては、鑑賞機会の提供と活動を奨励し、活動の裾野を広げていくことが重要です。

中央公民館につきましては、芸術、文化の振興のため、社会教育関係団体との連携・協力のもと、発表・鑑賞・創作機会の充実を図り、サークル等の育成に努めます。

図書館につきましては、「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書室や関係機関、ボランティアとの連携を図るとともに、読書環境の整備に努めます。

また、電子図書館につきましても、利用者の拡充と利用促進を図り、学校図書室と連携するとともに、地域の情報拠点として魅力ある電子書籍の充実に努めます。

歴史や伝統文化につきましては、郷土資料の収集と文化財施設の適切な保存活用と維持管理を行うとともに、小中学校でのふるさと教育や生涯学習等での文化財資料の有効活用に努めます。

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

健康で充実した生活を送るためには、心身の健康維持・増進と体力向上に資するスポーツの普及を図るとともに、各世代に応じたスポーツ活動・健康づくりの推進

に努めます。

スポーツ少年団や体育連盟等の関係団体と連携し、地域部活動など各世代のスポーツ環境の整備に取り組み、幅広い世代の体力の維持向上に努めます。

健康で豊かなセカンドライフを築くため、関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の機会提供による健康づくりの推進に努めます。

IV むすび

以上、令和6年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。

余市町教育委員会は、本町の未来を担う子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。